

地域密着型サービス公募に関するQ & A

問1 同一法人が、複数のサービスに重複して応募することは可能ですか。

答 同一法人で、複数のサービスを重複して応募することは可能です。
なお、同一法人で、複数の日常生活圏域に重複して応募することはできません。

問2 応募に必要な書類に法人及び代表者の納税証明書とありますが、両方提出するのですか。

答 法人及び代表者の納税証明書の両方の提出をお願いします。
なお、氷見市に納税義務のあるものに限りませので、氷見市に納税義務がない場合は必要ありません。証明書は令和7年4月以降に発行されたのものとなります。

問3 応募後の建設予定地、管理者の変更など計画内容の変更は可能ですか。

答 応募書類提出後であっても、受付期間内であれば、軽微な変更は可能です。
その際、一切の提出書類を返却しますので、再度、所定の形式で必要部数を提出してください。
公募の受付終了後の計画内容の変更は、選考結果に大きな影響を及ぼすため認められません。

問4 新たな施設を新設するとした場合、建物平面図にはどの程度の正確さが求められますか。

答 建物平面図については、その施設の概要を知る重要な項目の一つであるため、できる限り正確なものを提出してください。
特に、地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の中で定めがある項目（居間及び食堂等の面積等）の他、トイレや洗面所等については正確な平面図を提出してください。

問5 今回の公募されている地域密着型通所介護に他に指定居宅サービス等を併設することも可能ですか。

答 可能です。

問6 認知症対応型通所介護（共用型）となっていますが、どのような施設との共用でしょうか。

答 基準省令及びその解釈通知に定める共用型指定認知症対応型通所介護ですので、認知症対応型共同生活介護との共用です。

問7 施設整備費に対する補助制度はありますか。

答 氷見市地域密着型介護基盤整備事業費補助金交付要綱に基づく補助制度があります。補助実績等により、補助対象とならない場合もありますのでご了承ください。

問8 整備費助成を受けないで開設する場合でも、地域密着型サービスの公募に応募しなければならないのですか。

答 公募の本来目的は、地域密着型サービスを行う事業者を決定するものです。このため、今回の公募による決定を受けずに、地域密着型サービスの指定を受けることはできません。

よって、補助金を受けずに開設する場合も、今回の公募による申込みを行い、選定される必要があります。

問9 農地転用や開発許可等で日数を要する計画については、何らかの配慮をしてもらえますか。

答 今回の地域密着型サービス事業者の公募の条件として、指定された期間までに整備が完了し、速やかなサービス提供を行うことが必要となります。その条件を満たせない計画は、公募条件に該当しません。

問10 管理者として義務付けられている研修を現時点で未受講の者であっても、管理者（予定者）として記載してよいですか。

答 管理者として義務付けられている研修の受講資格を満たし、実際の事業開始までに必ず受講を完了できることを前提に、管理者として記載可能です。